

中小建設事業主の皆さまへ

# 能登半島地震からの復旧・復興に向けて 作業員宿舎等の設置を支援します

人材確保等支援助成金

作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(作業員宿舎等経費助成)(石川県)

## 助成金の概要

能登半島地震からの復旧・復興にあたり建設需要が増大していく中で、被災地(石川県)の工事現場で作業員宿舎等を賃借する中小建設事業主に対して経費の一部を助成します。

## 支給対象

中小建設事業主

## 対象事業

石川県に所在する工事現場(令和6年1月1日以降に開始したもの)において、① 作業員宿舎、② 賃貸住宅、③ 作業員施設の賃借を行うもの。

### 作業員宿舎

作業員宿舎とは…

建設労働者2名以上が一つの敷地内に居住し、生活を営むことができるもの。

支給額

建設労働者1人あたり

25万円

### 賃貸住宅

賃貸住宅とは…

建設労働者を遠隔地より新たに採用するために賃借する住宅のこと。

支給額

賃借料等の **3分の2**

(1人最大1年間・月額3万円が上限)

### 作業員施設

作業員施設とは…

食堂、休憩室、更衣室、浴室、トイレ、シャワー室

支給額

賃借料等の **3分の2**

支給上限額：一事業年度当たり **200** 万円 (①~③の合計)

## 申請手続き

### 1 計画届の提出

賃借事業を開始しようとする日の原則 **2週間前まで**に「計画届」と添付書類を提出してください。

### 2 宿舍等の賃借

作業員宿舍／賃貸住宅／作業員施設の賃借を行います。

### 3 支給申請書の提出

賃借後、以下に定められた期限までに「支給申請書」と添付書類を提出してください。

#### 作業員宿舍を賃借した場合

入居予定の建設労働者の全員が入居を開始した日から1ヶ月後もしくは賃貸借契約の日から2ヶ月後のいずれか早い方の日から起算して2ヶ月以内。

#### 賃貸住宅／作業員施設を賃借した場合

| 賃借事業 終了月    | 支給申請書 提出期限    |
|-------------|---------------|
| 4月、5月、6月    | 7月1日～8月末日まで   |
| 7月、8月、9月    | 10月1日～11月末日まで |
| 10月、11月、12月 | 翌1月1日～2月末日まで  |
| 1月、2月、3月    | 3月1日～5月末日まで   |

### 4 助成金の支給

労働局での審査後、助成金が支給されます。

## 詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、各都道府県労働局にお問い合わせください。

#### ■ 支給要領



#### ■ 都道府県労働局 お問い合わせ先

